

令和7年度

杉並区職員(福祉・Ⅱ類)募集案内

令和8年2月28日
杉 並 区

【1】採用職種(職務名)・採用区分・採用予定数・勤務場所

職 種	職 務 名	採用区分	採用予定数	勤 務 場 所
福 祉	保育士 児童指導 福祉	Ⅱ 類	20名程度	保育園・児童館(学童クラブ)・障害者福祉施設 こども発達センター・子ども家庭支援センター 区立児童相談所・一時保護施設 など

【2】受験資格

国籍を問わず、次の①～③の要件に全て該当する方が受験できます。

① 年齢

昭和57年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方

② 資格

保育士となる資格を有し、都道府県知事の保育士登録を受けている方

※「資格」は、令和8年3月31日を基準日とします。したがって、資格取得見込みの方も受験できます。

その場合、資格取得後速やかに保育士登録を行う必要があります。

③ 次のいずれにも該当しない方

ア 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方(下記参照)

<参考>地方公務員法第16条各号は次のとおりです。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

イ 現に杉並区の常勤職員である方(教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。)

* 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

【3】採用予定日

令和8年4月1日 以降

【4】選考方法・日程

日時 会場	令和8年3月22日(日) 午前9時30分開始 杉並区役所(受験票に記載してお知らせします。)	
方法	作文	課題式により60分を行います。(800字程度)
	面接	職員(福祉)として必要な基礎的・専門的知識及び人物について個別面接により行います。
合格発表	令和8年3月下旬(予定) ※可否に関わらず、本人宛通知します。	
その他	択一試験は実施しません。	

【5】申込方法

申込の流れ	官公庁・自治体向けの採用支援サービス「パブリックコネクト」の会員登録(無料)を行っていただくことで、選考に係る手続きをすべてインターネット上で行っていただけます。下記リンクからお申し込みください。 【URL】 https://public-connect.jp/job/12187	
申込期間	令和8年2月28日(土)午前8時30分から 令和8年3月17日(火)午後5時00分まで(期間内受信有効)	

※収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

※収集した個人情報は申込者本人の同意を得た上で、区が他の杉並区職員採用選考において利用する場合があります。

【6】受験票の発送

パブリックコネクトのエントリー一覧から受験票を表示し、内容をご確認ください。

当日、庁舎入口にて受験票を提示していただきますので、印刷または画面に表示してお越してください。

受験票の表示方法が分からない場合は、3月19日(木)までに下記「問合せ先」宛にご連絡ください。

問合せ先: 杉並区役所総務部人事課人事係 電話03-5307-0721(直通)

【7】勤務条件(令和7年4月1日現在)

① 給与等

採用区分	給料月額(地域手当含む)	他 の 手 当
Ⅱ類	約255,600円	期末手当・勤勉手当・通勤手当・扶養手当・住居手当 等

※採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※勤務経験等があれば、一定の基準により加算されます。

※昇給は、原則として年1回行われます。

② 勤務時間等(一例)

ア 保育園勤務の場合

- ◆ 勤務日は原則として月曜日から土曜日です。
- ◆ 勤務時間は午前7時15分から午後7時45分までの間で勤務時間を定め、4週間を平均して1週間について38時間45分です。
- ◆ 休日は日曜日及び指定された日です。(そのほか、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日))

イ 一時保護施設の場合

- ◆ 交替制勤務(早番、遅番、夜勤あり)で、休日は4週を通じて8日です。

③ 待遇・福利厚生

【年次有給休暇】

- ◆ 年次有給休暇は年間20日付与されます。(最初の年は、採用月により付与日数が異なります。)
- ◆ 慶弔休暇(結婚休暇等)、夏季休暇、妊娠出産休暇等の休暇制度や育児休業制度があります。

【福利厚生】

- ◆ 東京都職員共済組合への加入となり、健康保険にあたる短期給付事業や年金にあたる長期給付事業の対象となります。その他、共済組合が行う、健康相談及び健康づくり支援事業や、委託保健施設・保養施設を利用することができます。
- ◆ 特別区職員互助組合の組合員となります。生命保険等の団体扱い保険料の適用が受けられるほか、指定店・指定施設(百貨店、遊園地等)を割引料金で利用することができます。
- ◆ 杉並区職員互助会の会員となります。互助会では各種給付事業や資金貸付事業を実施するほか、文化活動や体育活動を行う様々なサークルが登録されています。
- ◆ 定期健康診断のほか、胃がん・乳がん・子宮頸がん等の各種検診を行っています。

【8】主な勤務場所

採用された場合、下記の施設が主な勤務場所となります。なお、いずれの施設も敷地内禁煙です。

① 保育園

区立保育園は27園(令和7年4月1日現在)で、全ての園で延長保育を実施しています。そのうち、障害児指定園は15園、0歳児保育実施園は18園(産休明け保育実施園7園を含む。)となっています。なお、障害児指定園以外の保育園でも、障害児を受け入れています。

② 児童館(学童クラブ)

児童館は、地域の児童健全育成の拠点として、子どもたちに健全な遊びを提供し、その健康増進や、豊かな情操を育てることを目的とした施設で、「児童青少年センター(中・高校生が主たる利用対象)」「子ども・子育てプラザ(乳幼児親子が主たる利用対象)」を含めて、33館設置しています。

また、24館の児童館には、保護者が就労等により留守家庭になる小学生の健全な育成を図るために、学童クラブを設けています。なお、学童クラブは、小学校内など児童館外にも29クラブを単独設置(このうち26クラブは民間事業者に委託)しています。

すべての学童クラブで、障害があるなど特別な支援が必要な小学生を受け入れています。

③ こども発達センター・障害者福祉施設

- ◆ 「こども発達センター」は、心身の発達に遅れや心配のある子どもを対象に、発達段階に合わせた支援を行うことを目的とする児童発達支援センターの機能を有する施設です。
- ◆ 「すぎのき生活園」は、重度知的障害者を対象に生活介護事業を行い、日々の生活の充実と社会生活能力の向上を目的とする施設です。
- ◆ 「こすもす生活園」「なのはな生活園」は、重度身体障害者や重度重複障害者を対象に生活介護事業及び自立訓練(機能訓練)事業を行い、自立と社会参加を促進することを目的とする施設で

す。

④ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭の総合相談窓口として、電話または来所による相談や育児支援等の子育て支援サービスのほか、児童虐待に関する相談にも対応しています。

⑤ 区立児童相談所・一時保護施設

区は、令和8年11月に区立児童相談所を開設します。開設までは、児童相談所設置準備課での勤務となります。なお、開設後は区の児童相談所または一時保護施設での勤務となります。

【9】過去3年間の採用選考実施状況(6月募集開始分)

年度	受験者数	合格者数	倍率
令和4年度	61名	32名	1.9倍
令和5年度	74名	47名	1.6倍
令和6年度	104名	77名	1.4倍

【10】その他

- ① 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。

照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

- ② 採用に当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、応募フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、ご応募ください。

なお、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

【11】問合せ先

杉並区役所 総務部人事課人事係

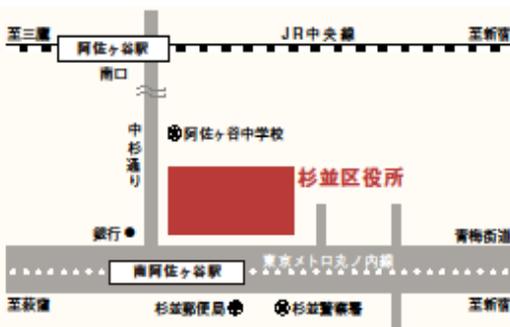
〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-5307-0721(直通)

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>



< 杉並区公式 HP >



交通手段

- ・ JR 中央・総武線阿佐ヶ谷駅南口から徒歩7分
 - ・ 東京メトロ丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅から徒歩1分
 - ・ 都営・京王バス(阿佐ヶ谷⇄渋谷)
 - 西武バス(阿佐ヶ谷⇄長久保)
 - 関東バス(阿佐ヶ谷⇄白鷺一丁目)
- で杉並区役所前下車徒歩1分